

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成21年10月22日(木)午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

11人(男性7人,女性4人)の委員が出席

第4 議事

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 意見交換等(家裁委員,説明者)

被害者配慮制度について

(1) 被害者配慮制度について少年係主任書記官から説明がなされた。

(2) 庁舎内見学後,意見交換が行われた。

【被害者配慮制度の目的等について】

少年事件は,少年の立ち直りを最優先して,実のところ被害者は,あまり重視してなかったところがある。被害者配慮制度ができたので,良い方向に利用して,被害者はこういう大変な目に遭っている,金銭的にも損害を受けているし,精神的にも大変なんだということを教えて,やっぱり悪いことをしたら,親だけではなくて,被害者にも,ものすごく迷惑を掛けているということを最終的に教えるような方向へ持って行けばいいのではないかと思う。

従前,家裁は,少年の健全育成を根本に進めてきたが,昨今の社会情勢から被害者保護の流れというのは無視できないものとなっている。ただ,被害者が厳しい処分を求めているから厳しい処分になったということのないよう,少年の健全育成と被害者保護とのバランスを図らなくてはならない。被害者の視点を取り入れた教育は,法改正以前からやってきており,少年に対し,被害者をどういう目に遭わせてしまったか,被害者だったらどう考えるか,それに対してどう謝罪したらいいかといったことを問い掛けてきた。そういう方向性は,これからも変わらないが,被害者が直接意見を述べたり,審判を傍聴することで,被害者の気持ちがどういうものかというのは,より直接的に少年の心に響くのではないかと考える。

また,被害者配慮制度は,被害者の視点を取り入れた教育だけでなく,被害者の権利保障も目的としてあげられている。被害者は,少年がどういう結果になったのか,どういう事件だったのか知りたいと思うので,そのような要望をできるだけ尊重し,また,被害者が権利を失念することのないようパンフレット等を速やかに送付するなどの方法を進めている。

審判では,一定の緊張感を持ちながら,和やかな雰囲気の中で,少年に内省を深めてもらうことになる。被害者の方が審判を傍聴されている場合,少年自身が緊張したり,萎縮したりということも十分ありうるが,その中で,裁判官は,どうすれば少年に自分の問題点に気付いて,よくなりたと思ってもらえるだろうか,そういうことを様々に試みることになる。ただ,そのような試みの中でも,被害者の方がおられない状態で,働き掛けることもあるだろうと思う。そういう意味で,被害者が傍聴して少年の生の声を聞きたいという気持ちと少年の健全育成,更生を図るといった目的とのバランスをどのようにとっていくかというのは,状況によって,非常に難しいところがある。

被害者に関する家裁調査官による調査は,被害者配慮制度ができる前から行われて

いた。調査の大きな目的としては、被害者の視点から非行を理解するということと、被害者の生の声を少年に伝えることによって、教育的な効果をあげることの二つがある。家裁調査官の場合、1対1で少年や保護者と対応するので、被害者の声を伝える場合も少年たちの理解の程度によって、伝え方を工夫している。また、審判でも、被害者が意見を述べる場面もあるが、そのような場合においても、調査の中で被害者の声がある程度伝わっているので、少年にきちんと考えをまとめさせるなど、審判に向けた準備も調査の中でしている。

書記官は、手続的なマネージメントをしており、被害者照会等の際に、被害者と話をする場面がある。そのような場合には、裁判所という公平・中立の立場で何うことを基本に考えつつも、その被害者の気持ちを尊重しながら対応することを心掛けている。

【被害者配慮制度の利用状況について】

被害者配慮制度の利用状況はどうか。

被害者配慮制度は、閲覧謄写、意見陳述、審判傍聴、審判状況の説明、審判結果通知の5つある。ここ数年で、閲覧謄写の申し出件数は年間10～20件、意見陳述の申し出件数は年間二、三件、審判傍聴は、対象事件が少ないこともあるが、制度ができた昨年の12月から本年9月までに、被害者2名から申し出があったのみとなっている。さらに、審判の状況説明の申し出件数は年間四、五件で、審判の結果通知の申し出件数は、年間15～20件となっている。

【被害者に対する支援について】

審判を傍聴して、被害者が傷つくようなことがあった場合に、裁判所として、どのようなフォローを考えているのか。

傍聴事件で被害者が少年の発言で傷ついたような場合に、裁判所が何らかのフォローをする制度は、現在のところ、用意されていない。ただ、審判において、ショックで引きつけを起こして倒れたりした場合には、家裁の医師ないし看護師が手当てに当たることは可能である。また、法律上は、付添人を一緒に入れて傍聴することを認める形で被害者に対する配慮をすることになっており、例えば、弁護士、家族、被害者を支援するNPO法人の支援相談員等が被害者の方と一緒に審判廷に入ることが予定されている。また、少年の発言で被害者の方が傷つくことは、裁判所としても非常に心配になる点があるが、被害者からは、被害者が傷つくことを心配して、傍聴を認めないことは、やめてほしいという意見もある。

被害者配慮制度は、すばらしい制度だとは思いますが、もし、加害の少年に、臨床心理士や精神科医の関わりがあるとしたら、被害者の支援についても、NPOだけでなく何かあってもいいのではないかと思う。

他県の例と思われるが、実際に審判を傍聴した被害者がひどいショックを受けたケースがあると聞いた。被害者は、少年の話すことが自分が思っているストーリーと違うということでショックを受けたり、何で被害者の側がこんなつらい思いをしているのに加害者は守られているんだというギャップがあって、傍聴しなければよかったという思いを抱いているようである。

一つは、少年審判が必ずしも被害者が持っているニーズに応えられるものではないことをしっかりと事前の準備で傍聴される被害者、遺族の方にある程度理解してもらわないと、二次被害を受けて帰るケースが出てくると思います。

もう一つは、必ず弁護士や被害者支援をしているNPOの方が、事前の準備も、当日も、事後も、常にサポートしてあげないといけないと思う。もし、裁判所内に、臨床心理士や精神科医等のマンパワーがあって、そこまでできるのであれば、もちろん、

そうしていただきたいと思うが、それができないのであれば、付添人としてどういう方々がいて、そういう方に相談されてはどうか、その上で付添人の方と一緒に参加してくださいという積極的な情報提供をしないと、うまくいかない制度ではないかと思う。

【被害者に対する理解について】

被害者の苦しい状況、つらい状況を十分に理解しないと、真の反省なり、真の更生ということにはならない。被害者配慮制度ができて、裁判所でも、被害者に接する場面が増えたことは、被害者にとっても、少年にとっても有益なことだと思う。

家庭裁判所では、被害者がどんな被害を被っているのか、どんな気持ちなのかということ少年に直接知ってもらう機会を作るために、万引き被害を考える会を定期的開催している。内容は、書店やスーパーの方に、経済的被害や従業員の思いなどを紹介していただき、その上で、少年、保護者に分かれてグループワークを行っている。グループワークでは、自分の中で万引きをしたことについてどう思うか発表してもらうが、反省を述べなさいという形ではなく、ロールプレイといって、お店の人、万引きをした少年に配役を決めてその場で即興で劇をやってもらい、盗られた人の気持ちや謝罪に行った場面で怒っている人の気持ちなどを共感的に理解してもらう。

和やかな審判というのは、被害者の立場からすると、少年審判といいながら和やかな審判が行われたときに、どのような気持ちになるかと思う。今後、更生しようとするときに、懲罰的にはならないようにとはいいいながらも、成人になる前に社会の厳しさをどういう形で教えていくのか。審判に至るまでに、被害者の気持ちのある程度分かったり、言葉で表現ができるような形にしていないと、被害者配慮制度ができてもなかなか機能しないのではないか。

【被害者が感情的になった場合の対応について】

法廷で被害者から罵声を浴びせられて弁論ができない状況になったことがあり、そのときは、聞きたくないんだったら出てくださいと私の方で話をしましたが、そのようなことはなかったか。また、そのようなことがあった場合に、どのような対応をするのか。

審判廷で被害者が感情的になる場面はなかったが、そのような可能性は、常に考えておかなければならない。事前に、家裁調査官が被害者に対する調査をしたり、書記官が被害者と対応する中で、被害者がどういう方なのかできるかぎり把握した上で、さらに、審判廷では、被害者と少年との間に裁判所の職員を座らせて、何かあったときに裁判所の職員が止めに入れるような態勢をとっておくことも考えなくてはならない事件はあると思う。また、裁判官の訴訟指揮という点では、被害者が感情的になった場合は、まず、落ち着いた状態で聞いてもらえるよう働き掛け、それでも、感情的な言動が収まらない場合は、退廷を命じることになると思われる。

被害者2人が傍聴した事件では、事前に調査官の方で被害者の方と密に話をした情報等を基に、裁判官、調査官、書記官による三者カンファレンスで、事件の進め方について綿密に計画を立てた。

【保護者に対する働き掛けについて】

少年の健全育成には、保護者に対する働き掛けることがとても大切であり、審判傍聴等は、保護者に対して、少年を健全育成するという立場からとても効果があるのではないかと思う。

【児童福祉から見た被害者配慮制度について】

被害者配慮制度について思い起こすのは、どうしても贖罪となってくるが、児童福祉の立場からは、やったことは悪いけれども、経過と背景と状況を見ていただきたい

と言わざるを得ないと思う。

【その他】

被害者配慮制度に対して、あまりあれこれ思わずに、どんどん傍聴とか、意見陳述とかに取り組んでいてもらいたい。今後、制度の改正に向かうにしても、あまり防御を堅めすぎると結果が分からなくなってしまう。

審判後の経過がどうなっているのか、こういう審判をしたらうまく行ってるし、こういう審判をしたらうまく行っていないという研究がされていないが、このような実証的な研究が審判にフィードバックされて、初めて裁判所での審判が質の向上をとげていくのではないか。

加害者と被害者が、自分が犯した罪、受けた被害を自分の人生の中でどう位置づけるかということができないと、おそらく再犯の可能性も高いし、被害者の方は恨みの感情をずっと抱えて生きていくという非常に不幸なことになりますので、是非、やったこと、されたことを自分の人生の中でどう位置づけるかということに眼目を置きながら、審判をやっていただきたい。

3 次回期日等

今回は、平成22年2月23日(火)に成年後見制度をテーマに開催されることになった。